

施設・催物関係の主な緊急事態措置の概要②

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

| | | 緊急事態宣言での措置 |
|------|---|---|
| 第4号 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 など | <p>人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請</p> <p>※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請</p> |
| 第5号 | 集会場、公会堂 など | |
| 第6号 | 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など | |
| 第8号 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） | |
| 第9号 | 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など | <p>人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ</p> |
| 第10号 | 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など | <p>※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請</p> |

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等
 ※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断する

施設・催物関係の主な緊急事態措置の概要③

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

| | | 緊急事態宣言での措置 |
|-------|--|---|
| 第9号 | スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など | 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ |
| 第11号 | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など | ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと |
| 第12号 | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など | |
| 第7号 | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など | 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ |
| | スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など | 感染防止対策の徹底等 |
| 第1～3号 | 幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学 | 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請 |
| 第5号 | 葬祭場 | 酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ |
| 第10号 | 図書館 | 入場整理の働きかけ |
| 第11号 | ネットカフェ、マンガ喫茶 など | 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ |
| 第12号 | 銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など | |
| 第13号 | 自動車教習所、学習塾 など | オンラインの活用等の働きかけ |

※ 入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※ 上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断する

感染状況に応じたイベント開催制限等について（概略）

| | 収容率※4 | 人数上限※4 | 営業時間短縮 |
|----------------|---|--|---------|
| 緊急事態宣言 対象地域 | 50% | 5,000人 | 21時 |
| まん延防止等 重点措置 | 大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内 | (まん延防止等重点措置の都道府県) | 都道府県の判断 |
| | | 5,000人 | |
| その他都道府県 | | 5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 | なし |

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。